

うち専門的な職務 行政職給料表 1級 50

号給

(3) 行政職給料表 2級が適用される職務の

うち専門的な職務 行政職給料表 2級 21

号給

(4) 前3号に掲げる職務以外の職務 当該

職務の複雑、困難及び責任の度を考慮し

、教育長が別に定める号給

(休暇)

第6条 会計年度任用職員の休暇は、年次休

暇その他有給の休暇及び無給の休暇とし、

その種類、期間及び有給無給の別は、職員

について定められた休暇の範囲内で、会計

年度任用職員の勤務時間、任期及び職員と

の権衡を考慮して教育長が別に定める。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、会計

年度任用職員の給与及び勤務条件に関し必

要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

会計年度任用職員の給与及び勤務条件に関する規則

職員の給与等に関する条例 (昭和31年京都府条例第28号)	会計年度任用職員の給与 (人事委員会規則6—95)	知事規則案	教育委員会規則案
第26条 任命権者は、会計年度任用職員に対し、次の方号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める給与を支給する。 (1) 法第22条の2 第1項第1号に掲げる会計年度任用職員 翻訳、通勤手当に相当する費用弁償及び期末手当 (2) 法第22条の2 第1項第2号に掲げる会計年度任用職員 給料及び手当 前項第1号の報酬は、日額のほか、任命権者がその職務の性質を考慮し必要と認めの場合においては、1時間当たりの額又は月額で支給することができる。	(目的) 第1条 この規則は、職員の給与等に関する条例(昭和31年京都府条例第28号。以下「条例」という。)第1条に規定する会計年度任用職員の給与及び勤務条件に関するものとする。 (1) 法第26条第11項、第26条の2 第2項及び第46条に規定する人事委員会規則で定める基準を定めることを目的とする。 (2) 法第22条の2 第1項第2号に掲げる会計年度任用職員 給料及び手当 前項第1号の報酬は、日額のほか、任命権者がその職務の性質を考慮し必要と認めの場合においては、1時間当たりの額又は月額で支給することができる。	(趣旨) 第1条 この規則は、別に定めるもののほか、京都府教育委員会が任用する会計年度任用職員の給与及び勤務条件に関する必要な事項を定めるものとする。 <教育委員会名で任用> ・教育委員会事務局 ・府立学校 ・府費負担教職員	(趣旨) 第1条 この規則は、別に定めるもののほか、京都府教育委員会が任用する会計年度任用職員の給与及び勤務条件に関する必要な事項を定めるものとする。 (用語) 第2条 この規則において使用する用語は、職員の給与等に関する条例(昭和31年京都府条例第28号。以下「条例」という。)で使用する用語の例によるものとのほか、次に定めるところによる。 (1) 会計年度任用職員 条例第1条に規定する会計年度任用職員をいう。 (2) 報酬 条例第26条第3項から第5項までに規定する報酬をいう。 (3) 給料 条例第26条第1項第2号に規定する給料をいう。 (用語) 第2条 この規則において使用する用語は、職員の給与等に関する条例(昭和31年京都府条例第28号。以下「条例」という。)で使用する用語の例によるものとのほか、次に定めるところによる。 (1) 会計年度任用職員 条例第1条に規定する会計年度任用職員をいう。 (2) 報酬 条例第26条第3項から第5項までに規定する報酬をいう。 (3) 給料 条例第26条第1項第2号に規定する給料をいう。 '正規の勤務時間'の定義 →・給与条例では、常勤職員の正規の勤務時間のみを規定しているため、人事委員会規則から引用
（会計年度任用職員の給与等に関する条例） 会計年度任用職員の給与、勤務時間等の基準に関する規則 (人事委員会規則 6—95)	（目的） 第1条 この規則は、職員の給与等に関する条例(昭和31年京都府条例第28号。以下「条例」という。)第1条に規定する会計年度任用職員の給与及び勤務条件に関するものとのほか、次に定めるところによる。 (1) 会計年度任用職員 条例第1条に規定する会計年度任用職員をいう。 (2) 報酬 条例第26条第3項から第5項までに規定する報酬をいう。 (3) 給料 条例第26条第1項第2号に規定する給料をいう。 (用語) 第2条 この規則において使用する用語は、職員の給与等に関する条例(昭和31年京都府条例第28号。以下「条例」という。)で使用する用語の例によるものとのほか、次に定めるところによる。 (1) 会計年度任用職員 条例第1条に規定する会計年度任用職員をいう。 (2) 報酬 条例第26条第3項から第5項までに規定する報酬をいう。 (3) 給料 条例第26条第1項第2号に規定する給料をいう。 '正規の勤務時間'の定義 →・給与条例では、常勤職員の正規の勤務時間のみを規定しているため、人事委員会規則から引用	（用語） 第2条 この規則において使用する用語は、職員の給与等に関する条例(昭和31年京都府条例第28号。以下「条例」という。)で使用する用語の例によるものとのほか、次に定めるところによる。 (1) 会計年度任用職員 条例第1条に規定する会計年度任用職員をいう。 (2) 報酬 条例第26条第3項から第5項までに規定する報酬をいう。 (3) 給料 条例第26条第1項第2号に規定する給料をいう。 (用語) 第2条 この規則において使用する用語は、職員の給与等に関する条例(昭和31年京都府条例第28号。以下「条例」という。)で使用する用語の例によるものとのほか、次に定めるところによる。 (1) 会計年度任用職員 条例第1条に規定する会計年度任用職員をいう。 (2) 報酬 条例第26条第3項から第5項までに規定する報酬をいう。 (3) 給料 条例第26条第1項第2号に規定する給料をいう。 '正規の勤務時間'の定義 →・給与条例では、常勤職員の正規の勤務時間のみを規定しているため、人事委員会規則から引用	（4） 正規の勤務時間 会計年度任用職員の給与、勤務時間等の基準に関する規則(京都府人事委員会規則6—95) 第8条に規定する正規の勤務時間 (5) 初任給基準表 職員の給与、勤務時間等に関する規則(京都府人事委員会規則6—2。以下「職員給与規則」という。)第13条第1項に規定する初任給基準表をいう。 (6) 経験年数換算表 職員給与規則第8条第2項に規定する経験年数換算表をいう。

(報酬)

第2条 条例第26条第3項から第5項までの規定による報酬は、次の基準により定めるものとする。

3 日額で定める報酬は、別表第16の職務の種別ごとに定められた月額（以下この条において「別表の月額」という。）を21で除して得た額に、当該会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間（以下この条において「別表の月額」という。）を21で除して得た数を乗じて得た額を超えない範囲内において、任命権者が定める。

4 1時間当たりの額で定める報酬は、別表の月額を162.75で除して得た額を超えない範囲内において、任命権者が定める。

5 月額で定める報酬は、別表の月額に、当該会計年度任用職員について定められた1時間当たりの勤務時間を38.75で除して得た数を乗じて得た額を超えない範囲内において、任命権者が定める。

(報酬及び給料の額の決定)

第3条 会計年度任用職員に係る報酬及び給料の額は、次の各号に掲げる職務の区分に応じ、当該各号に定める額を基礎として、その者の正規の勤務時間に応じて定めるものとする。

- (1) 行政職給料表が適用される職務（次号に掲げる職務を除く。）行政職給料表1級1号給の額
- (2) 行政職給料表が適用される職務のうち高度の知識又は技術若しくは経験を必要とする業務を行いう職務 行政職給料表2級1号給の額
- (3) 医療技術に係る資格免許を必要とする職務 初任給基準表の職種及び学歴免許等ごとに定める号給の額

(報酬及び給料の額の決定)

第3条 会計年度任用職員に係る報酬及び給料の額は、次の各号に掲げる職務の区分に応じ、当該各号に定める額を基礎として、その者の正規の勤務時間に応じて定めるものとする。

- (1) 行政職給料表が適用される職務（次号に掲げる職務を除く。）行政職給料表1級1号給の額
- (2) 行政職給料表が適用される職務のうち高度の知識又は技術若しくは経験を必要とする業務を行いう職務 行政職給料表2級1号給の額
- (3) 医療技術に係る資格免許を必要とする職務 初任給基準表の職種及び学歴免許等ごとに定める号給の額

(報酬及び給料の額の決定)

第3条 会計年度任用職員に係る報酬及び給料の額は、次の各号に掲げる職務の区分に応じ、当該各号に定める額を基礎として、その者の正規の勤務時間に応じて定めるものとする。

- (1) 行政職給料表が適用される職務（次号に掲げる職務を除く。）行政職給料表1級1号給の額
- (2) 行政職給料表が適用される職務のうち高度の知識又は技術若しくは経験を必要とする業務を行いう職務 行政職給料表2級1号給の額
- (3) 医療技術に係る資格免許を必要とする職務 初任給基準表の職種及び学歴免許等ごとに定める号給の額

別表第6 会計年度任用職員に係る報酬及び給料の上限表

職務の種別	月額
行政職給料表が適用される職務	1級（ただし、高度の知識又は技術若しくは経験を必要とする業務を行いう職務については2級）の最高号給の額
教育職給料表(2)が適用される職務	1級の最高号給の額
教育職給料表(3)が適用される職務	1級の最高号給の額
医療職給料表(1)が適用される職務	2級の最高号給の額
医療職給料表(2)が適用される職務	2級の最高号給の額
医療職給料表(3)が適用される職務	2級の最高号給の額

参考
報酬日額 = 基礎月額 × $\frac{1}{38.75}$
報酬月額 = 基礎月額 × $\frac{38.75}{162.75}$
給料月額 = 基礎月額

(2) 学歴免許等の資格又は同種の職務に在職した年数（同種の職務に在職した年数以外の年数については、職員との権衡を考慮して、同種の職務に在職した年数を同種の職務に在職した年数に換算することができない。）を有する会計年度任用職員の基礎月額について、職務と責任に応じた号給の範囲内で前号による号給よりも上位の号給の額とすることができる。

【参考条文】
(経験年数の起算及び換算)
第4条 学歴免許等の資格又は同種の職務に在職した年数（職員との権衡を考慮して、同種の職務に在職した年数を同種の職務に在職した年数に換算することができない。）を有する会計年度任用職員の基礎月額について、職務と責任に応じた号給の範囲内で前項の規定による号給よりも上位の号給の額とすることができる。

(経験年数を有する者の報酬及び給料の額)
第4条 学歴免許等の資格又は同種の職務に在職した年数（職員との権衡を考慮して、同種の職務に在職した年数以外の年数を含む。以下「経験年数」という。）を有する会計年度任用職員の報酬及び給料の額は、前条各号に規定する号給に職員の例により算出した数を加えて得た数を号数とする号給を基礎として定めることができる。

- 2 前項の経験年数の算出については、経験年数換算表の例により京都府教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が別に定めるところにより行うものとする。
- 3 前条第2号に掲げる職務の遂行に当たり資格免許年度任用職員のうち職務の遂行に当たり資格免許を必要とする者について前2項の規定を適用する場合においては、号給に換算することができる経験年数は、当該資格免許の取得後の経験年数に限るものとする。

○経験年数換算表
→常勤職員に係る経験年数換算表をそのまま適用するのではなく、会計年度任用職員用にアレンジしたものをお願い規定

【参考条文】
(経験年数の起算及び換算)
第8条 級別資格基準表を適用する場合における職員の経験年数は、同表の学歴免許等欄の区分の適用に当たつて用いるその者の学歴免許等の資格を取得した時以後の経験年数に付する。
2 級別資格基準表の学歴免許等欄の区分の適用に当たつて用いる学歴免許等の資格を取得した時以後の職員の経歴のうち、職員として同種の職務に在職した年数について、別表第6の「経験年数換算表」に定めるところにより職員として同種の職務に在職した年数に換算することができる。

(経験年数を有する者の号給)
第16条 新たに職員となつた次の各号に掲げる者のうち当該各号に定める経験年数を有する者の号給は、初任給基準表において別に定める場合を除き、第13条第1項の規定による号給（略）の号数に、当該経験年数（略）の月数を12月（略）で除した数（略）に4（略）を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給（略）とすることができる。

○経験年数換算表
→常勤職員の勤務時間等に関する規則
第3条 府費負担教職員の週休日、勤務時間等について定めることとされている基準及びこの規則の施行について必要な事項は、この規則に定めるもののほか、京都府教育委員会教育長が定める。

(報酬及び給料の額の上限)
第5条 前2条の規定による会計年度任用職員の報酬及び給料の額は、次の各号に掲げる職務の区分に応じ、当該各号に定める号給を上限として前2条の規定により算出した額を超えない額とする。
(1) 行政職給料表1級が適用される職務のうち定期的な職務 行政職給料表1級17号給
(2) 行政職給料表1級が適用される職務のうち専門的な職務 行政職給料表1級50号給
(3) 行政職給料表2級が適用される職務のうち専門的な職務 行政職給料表2級21号給
(4) 前3号に掲げる職務以外の職務 当該職務の複雑、困難及び責任の度を考慮し、知事が別

(3) 報酬は、基礎月額に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める割合（以下「換算率」という。）を乗じて得た額とすること。
 ア 日額で定める報酬 当該会計年度任用職員について定められた1日当たりの正規の勤務時間（以下「1日当たりの正規の勤務時間」という。）を162.75で除して得た割合

金	イ 1時間当たりの額で定める報酬	162.75
	分の $\frac{1}{162.75}$	
	月額で定める報酬	当該会計年度任用職員について定められた1週間当たりの正規の勤務時間（以下「1週間当たりの正規の勤務時間」という。）を38.75で除して得た割合

6 第2項から前項までは、特殊勤務手当、時間外勤務手当、地域手当、休日勤務手当及び初任給調整手当について、職員の例により算出して得た額を超えない範囲内において、その相当額として任命権者が定める額（以下「手当相当額」という。）を報酬として支給することができるものとする。

(手当相当額)
 第3条 条例第26条第6項の規定による手当相当額は、次の基準により定めるものとする。
 (1) 手当相当額のうち地域手当に相当する額（以下「地域手当相当額」という。）は、基礎月額及び当該手当を給料とみなして職員の例により算出した地域手当の額の合計額に前条第3号の規定によりその者に応じて適用される換算率を乗じて得た額から前条の規定によるその者の報酬の額を減じた額とすること。
 (2) 手当相当額のうち初任給調整手当に相当する額（以下「初任給調整手当相当額」という。）は、職員の例により算出した額に前条第3号の規定によりその者に応じて適用される換算率を乗じて得た額とすること。
 (3) 手当相当額（地域手当相当額及び初任給調整手当相当額を除く。）は、職員の例により算出した額を基礎として、その職務の性質及び勤務時間を考慮して定めること。

(費用弁償)
 第4条 条例第26条第7項の規定による費用弁償は、職員の例により算出して得た額を超えない範囲内において、任命権者が定める。

(期末手当)

8 第1項第1号の期末手当は、職員の例により算出して得た額を超えない範囲内において、任命権者が定める。

第5条 条例第26条第8項の規定による期末手当の額は、次の基準により定めるものとする。
(1) 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職する会計年度任用職員（条例第20条第1項後段に規定する職員に相当すると任命権者が認める者を含む。）で基準日において、任期が6月以上あり、かつ、1週間当たりの正規の勤務時間が15時間30分以上である者（任期及び勤務時間がこれに相当すると任命権者が認める者を含む。）に対して支給すること。
(2) 期末手当の額は、職員の例により算出すること。この場合において期末手当基礎額は、第2条の規定により定める報酬の月額（日額又は1時間当たりの額で支給する場合は、月額に相当する額として任命権者が定める額をいう。）及びこれに対する地域手当相当額の合計額とすること。

9 第1項第2号の給料は、別表の月額を超えない範囲内において、任命権者が定める。

第6条 条例第26条第9項及び第10項の規定による給与の額は、第2条から前条までに定める基準及びその勤務時間を考慮して定めるものとする。—

（給与の支給）
第7条 略

（会計年度任用職員の勤務条件）
第46条 会計年度任用職員の勤務時間、休暇その他の勤務条件については、人事委員会規則で定める基準に従い、職務の性質及び職員との権衡を考慮して任命権者が定める。

第8条 任命権者が会計年度任用職員の正規の勤務時間を定める場合は、次の各号に掲げる会計年度任用職員の区分に応じ、当該各号に定めるところによるものとする。
(1) パートタイム会計年度任用職員 その者の職務に応じて、次号に定める正規の勤務時間の範囲内で定めること。ただし、1週間当たりの勤務時間については、次号の規定による勤務時間より短い時間とすること。
(2) フルタイム会計年度任用職員 条例第30条第1項に規定する職員の例によること。

（休憩時間）
第9条 任命権者は、会計年度任用職員の1日の勤務時間が6時間を超える場合には、当該職員に休憩時間を与えるものとし、その取扱いについては、職員の例により定めるものとする。

（正規の勤務時間以外の時間における勤務）
第10条 任命権者は、会計年度任用職員に当該職員の正規の勤務時間以外の時間において勤務を

することを命じることができるものとし、その取扱いについては、職員の例により定めるものとする。

(休日)
第11条 条例第2条第4号に定める祝日法に基づく休日及び同条第5号に定める年未年始の休日における会計年度任用職員(当該日の業務に従事させるために任用された会計年度任用職員を除く。)の勤務の取扱いについては、職員の例により定めるものとする。

(年次休暇)
第12条 任命権者は、会計年度任用職員に対し、年次休暇を与えるものとし、その日数は、労働基準法(昭和22年法律第49号)第39条第1項から第3項までの規定による有給休暇の日数を基盤としてその者の任期及び職員の年次休暇の日数を考慮して定めるものとする。
2 年次休暇は、1日の正規の勤務時間が7時間45分の会計年度任用職員の場合にあっては、1日、半日又は1時間を単位としてとることができるものとし、その他の会計年度任用職員の場合にあっては、その者の勤務時間を見て定めるものとする。

(その他の休暇)
第13条 前条に定めるもののほか、任命権者は、会計年度任用職員に対し、有給又は無給の休暇を与えることができるものとし、その休暇の種類及び期間は、その者の勤務時間、任期及び職員との権衡を考慮して定めるものとする。

(この規則により難い場合の措置)
第14条 特別の事情によりこの規則の規定によることができない場合又はこの規則の規定によることが著しく不適当であると認められる場合は、あらかじめ人事委員会の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。

(休暇)
第6条 会計年度任用職員の休暇は、年次休暇その他有給の休暇及び無給の休暇とし、その種類、期間及び有給無給の別は、職員について定められた休暇の範囲内で、会計年度任用職員の勤務時間、任期及び職員との権衡を考慮して知事が別に定める。

(その他)
第7条 この規則に定めるもののほか、会計年度任用職員の給与及び勤務条件に関する必要な事項は、知事が別に定める。

(休暇)
第6条 会計年度任用職員の休暇は、年次休暇その他の有給の休暇及び無給の休暇とし、その種類、期間及び有給無給の別は、職員について定められた休暇の範囲内で、会計年度任用職員の勤務時間、任期及び職員との権衡を考慮して教育長が別に定める。

(その他)
第7条 この規則に定めるもののほか、会計年度任用職員の給与及び勤務条件に関する必要な事項は、教育長が別に定める。

議案

臨時代理議決
令和2年3月31日

第19号議案

教育委員会の権限に属する事務の一部を部長等に専決させる訓令
の一部を改正する訓令について

京都府教育委員会基本規則第17条の3第2項の規定により、別紙のと
おり報告します。

令和2年4月15日

教育長 橋本 幸三

提出の理由

会計年度任用職員制度導入に伴い、所用の改正を行うものである。

京都府教育委員会訓令第2号

教育長

本 庁

地方機関

教育機関

教育委員会の権限に属する事務の一部を部長等に専決させる訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年3月31日

京都府教育委員会

教育長 橋 本 幸 三

教育委員会の権限に属する事務の一部を部長等に専決させる訓令の一部を改正する訓令

教育委員会の権限に属する事務の一部を部長等に専決させる訓令（平成20年京都府教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第22条第2項」を「第22条の2第1項」に、「臨時的に任用される職員のう

ち、給与が給料以外の予算科目で支給される職員（以下「臨時職員」）を「採用される職員（以下「会計年度任用職員」に、「採用」を「採用及びその任期の更新」に改める。

第5条第2号を次のように改める。

(2) 会計年度任用職員の採用及びその任期の更新

第6条第1号中「非常勤職員の委嘱及び解嘱」を「会計年度任用職員の採用及びその任期の更新」に改め、同条に次の1号を加える。

(3) 府費負担教職員の任期付採用及びその任期の更新

第7条中第2号を削り、第1号を第2号とし、同号の次に次の1号を加える。

(3) 府立学校に勤務する教職員の任期付採用及びその任期の更新

第7条に第1号として次の1号を加える。

(1) 府立学校に勤務する会計年度任用職員の採用及びその任期の更新

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

教育委員会の権限に属する事務の一部を部長等に専決させる訓令（平成20年京都府教育委員会訓令第2号）の一部改正 新旧対照表

現 行	改 正 案	備 考
(課長共通専決事務)		
第3条 地公法第22条第2項の規定により臨時的に任用される職員のうち、給与が給料以外の予算科目で支給される職員(以下「臨時職員」という。)の採用に係る事務は、課長が専決するものとする。	(課長共通専決事務) 第3条 地公法第22条の2第1項の規定により採用される職員(以下「会計年度任用職員」という。)の採用及びその任期の更新に係る事務は、課長が専決するものとする。	会計年度任用職員制度の導入に伴い、所要の改正を行う。
(総務企画課長専決事務)		
第4条 本庁及び地方機関等に勤務する職員の臨時的任用及びその期間の更新に係る事務は、総務企画課長が専決するものとする。	(地方機関等の長専決事務) 第4条 (略)	
(地方機関等の長専決事務)		
第5条 次に掲げる事項は、地方機関等の長が専決するものとする。 (1) 地方機関等に勤務する職員の同一地方機関等内における配置換え。 (2) 臨時職員の採用	(地方機関等の長専決事務) 第5条 次に掲げる事項は、地方機関等の長が専決するものとする。 (1) 地方機関等に勤務する職員の同一地方機関等内における配置換え。 (2) 課長(同相当職を含む。)の職にある者を除く。	地方機関等の長が専決するものとする。
(地方機関の長専決事務)		
第6条 次に掲げる事項は、地方機関の長が専決するものとする。 (1) 市町村立の学校に勤務する京都府教育委員会の任命に係る非常勤職員の委嘱及び解嘱 (2) 府費負担教職員の臨時的任用及びその期間の更新	(地方機関の長専決事務) 第6条 次に掲げる事項は、地方機関の長が専決するものとする。 (1) 市町村立の学校に勤務する京都府教育委員会の任命に係る非常勤職員の委嘱及び解嘱 (2) 府費負担教職員の臨時的任用及びその期間の更新 (3) 府費負担教職員の任期付採用及びその任期の更新	次に掲げる事項は、地方機関の長が専決するものとする。
(府立学校長専決事務)		
第7条 次に掲げる事項は、府立学校長が専決するものとする。	(府立学校長専決事務) 第7条 次に掲げる事項は、府立学校長が専決するものとする。	次に掲げる事項は、府立学校長が専決するものとする。
(1) 府立学校に勤務する教職員の臨時的任用及びその期間の更新 (2) 府立学校に勤務する非常勤職員の委嘱及び解嘱	(1) 府立学校に勤務する教職員の臨時的任用及びその期間の更新 (2) 府立学校に勤務する教職員の任期付採用及びその任期の更新 (3) (削る)	(1) 府立学校に勤務する教職員の採用及びその任期の更新 (2) 府立学校に勤務する教職員の臨時的任用及びその期間の更新 (3) (削る)
O)地方公務員法(昭和25年法律第261号)		
(会計年度任用職員の採用の方法等)		
第二十二条の二		
次に掲げる職員(以下この条において「会計年度任用職員」という。)の採用は、第十七条の二第一項及び第二項の規定にかかわらず、競争試験又は選考によるものとする。		
―― 会計年度を超えない範囲内で置かれる非常勤の職(第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を除く。)(次号において「会計年度任用の職」という。)を占める職員であつて、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間であるもの		
二 会計年度任用の職を占める職員であつて、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職員の一週間当たりの通常の勤務時間と同一の時間であるもの		

議案

臨時代理議決
令和2年3月19日

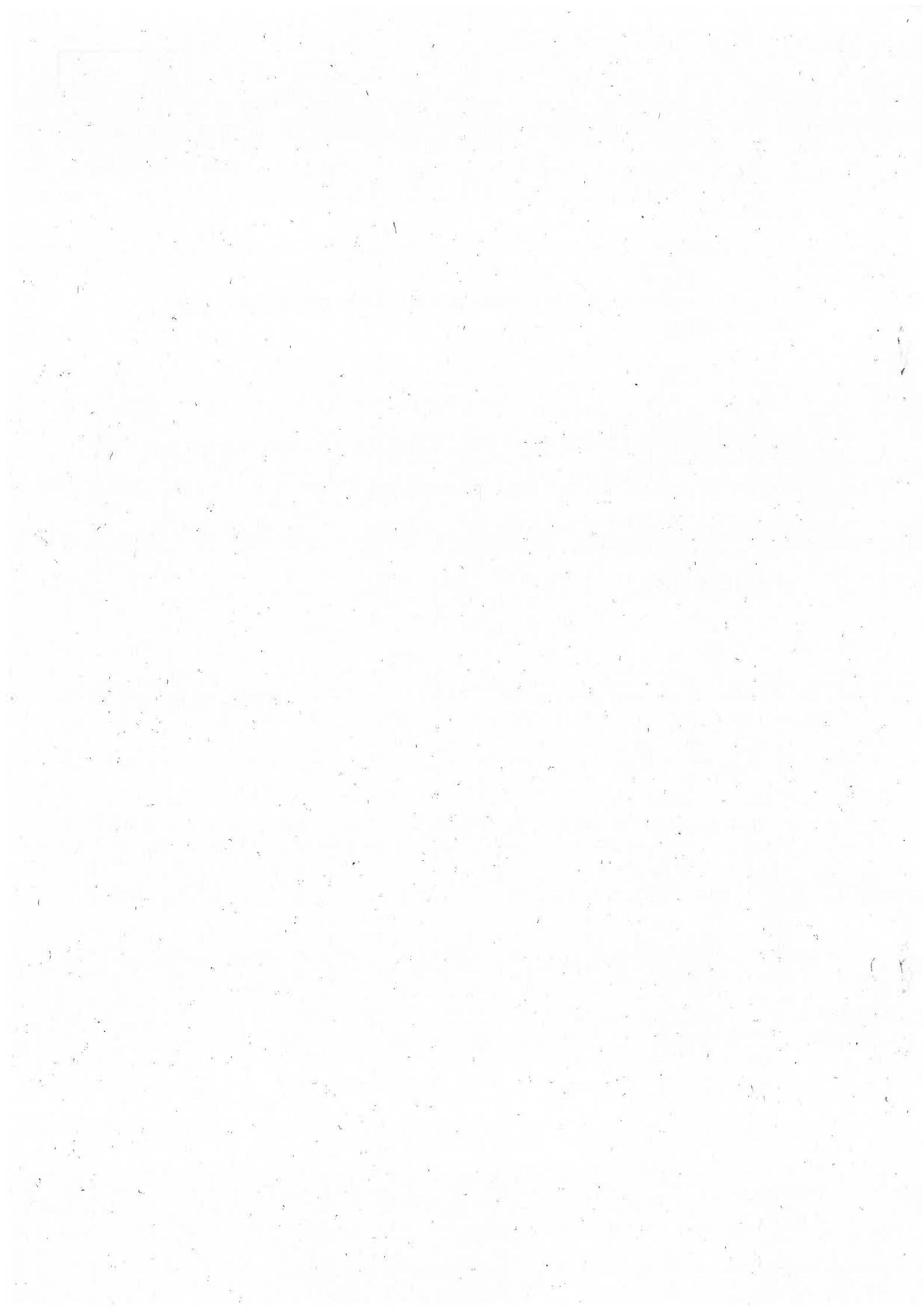
第20号議案

府立の高等学校等の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則
の制定について

京都府教育委員会基本規則第17条の3第2項の規定により、別紙のとおり報告します。

令和2年4月15日

教育長 橋本 幸三



京都府教育委員会規則第2号

府立の高等学校等の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、職員の給与等に関する条例（昭和31年京都府条例第28号。以下「条例」という。）第37条の5の規定により、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第7条第1項に規定する指針（以下「指針」という。）を踏まえ、府立の中学校、高等学校及び特別支援学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関し必要な事項を定めるものとする。

(業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間及び月数の上限)

第2条 京都府教育委員会は、教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するよう、教育職員が業務を行う時間（指針に規定する在校等時間をいう。以下同じ。）から所定の勤務時間（祝日法に基づく休日及び年末年始の休日並びに条例第18条第1項前段に規定する人事委員会規則で定める日及び同項後段に規定する人事委員会規則で定める日（それぞれ代休日が指定された日を除く。）以外の日における正規の勤務時間をいう。以下同じ。）を除いた時間を次に掲げる時間の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。

(1) 1箇月について45時間

(2) 1年について360時間

2 京都府教育委員会は、教育職員が児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合には、前項の規定にかかわらず、教育職員が業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間を次に掲げる時間及び月数の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。

(1) 1箇月について100時間未満

(2) 1年について720時間

(3) 1箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1箇月、2箇月、3箇月、4箇月及び5箇月の期間を加えたそれぞれの期間において1箇月当たりの平均時間について80時間

(4) 1年のうち1箇月において所定の勤務時間以外の時間において45時間を超えて業務を行う月数について6箇月

(委任)

第3条 この規則に定めるもののほか、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項については、京都府教育委員会教育長が別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

議案

臨時代理議決
令和2年3月19日

第21号議案

京都府立学校授業料等徴収条例第3条第1項の規定による納付期限の特例等
に関する規則（平成26年京都府教育委員会規則第2号）の一部改正について

京都府教育委員会基本規則第17条の3第2項の規程により、別紙のとおり報告します。

令和2年4月15日

教育長 橋本 幸三

